

第 1 期方針期間中に特に問題となった事案に対する対応の方向性

a) 利用者により極度に人慣れしたヒグマに関する事案（国立公園内）

○利用者に対する情報発信とコントロール（防除対策）

→国立公園利用者に対する情報発信の戦略の明確化を図り、普及啓発を強化する

→利用者をカメラマン、釣り人、渡船釣り人、サイクリスト、登山者というようにいくつかに分類し対応する。

→国立公園内ではヒグマ観察時のルールを設定するなど、人間側の行動を緩やかにコントロールする方策を検討する。

○人慣れしたヒグマへの対処法（捕獲対策）

→極度に人慣れが進んだ個体については、国立公園内であっても早期に捕獲。

→国立公園外では、行動改善の見られない段階 1 のヒグマを積極的に捕獲する。

⇒特にゾーン 3 や行動段階 1 など、ゾーニング・行動段階及びその対策内容の見直しを検討。

b) 市街地へのヒグマの侵入（国立公園外）

○ヒグマの侵入を極力減らすための方法（防除対策）

→電気柵やフェンスを適切に維持管理する。

→草刈り等により市街地周辺の見通しをよくする。

○侵入したヒグマに適切に対処するための方法（捕獲対策）

→ヒグマを安全に捕獲するためには、ヒグマの捕獲に習熟した対応要員の確保が必要。

→現在の斜里町や羅臼町の対応要員の中には、捕獲に習熟した従事者がいるものの、猟友会の主力は 50～60 代となっており、現在と同様の体制を維持できるのは 5～10 年と考えられる。対応要員の確保のため、従事者の人材育成に早急に取り組む。

→北海道ヒグマ保護管理計画に示されている「人材育成のための捕獲」について、知床方針での扱いを検討。

c) ヒグマの農地への出没（おもに国立公園外の斜里町）

○ヒグマの侵入を減らすための方法（防除対策）

→電気柵拡充のための取り組みを継続拡大

○侵入したヒグマに適切に対処するための方法（捕獲対策）

→被害防止のための捕獲を継続。継続した実施には、捕獲に習熟した従事者の確保と、被

害の実態を把握し、行政と従事者、あるいは従事者間の分担の調整や指示を行う調整役が必要。

→中長期的な視点で従事者と調整役確保のため人材育成に取り組む必要あり。特に標津町においては方針に基づく管理体制の基盤整備が必要。